

平成14年3月4日

各位

株式会社 大和銀ホールディングス
(コード番号 8308)

債権の取立不能および取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社あさひ銀行(頭取 梁瀬 行雄)の取引先である佐藤工業株式会社について、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立が行われました。この結果、同社向け債権について取立不能および遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 名称 | 佐藤工業株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都中央区日本橋四丁目12番20号 |
| (3) 代表者の氏名 | 吉田 弘 |
| (4) 資本金の額 | 193億円 |
| (5) 事業の内容 | 総合建設業 |

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成14年3月3日 東京地方裁判所への会社更生手続開始の申立

3. 当該取引先に対する債権額

あさひ銀行 貸出金 149億円

なお、子会社である大和銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行には、本件に関する債権はありません。

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権に係るあさひ銀行の取立不能見込額につきましては、あさひ銀行が平成13年11月20日に発表いたしました平成14年3月期業績予想に織り込み済みであり、影響はございません。

なお、あさひ銀行を含めた当社の業績予想につきましては、現在、策定中であり、確定次第、公表させていただきます。

以上